

(株)日本レストランエンタプライズの不法行為を許さない！

ーNREユニオン委員長の不当な雇い止めに対する提訴等にあたってのJR連合コメントー

2014年6月6日

日本鉄道労働組合連合会(JR連合)

昨日、JR連合に加盟する日本レストランエンタプライズユニオン（以下、NREユニオン）新津三男委員長を不当に雇い止めした会社（(株)日本レストランエンタプライズ、以下NRE会社）を相手取り、地位確認（復職）を求め、提訴するとともに、NREユニオンは、交渉期日の引き延ばしや明確な回答を一切示さない「不誠実交渉」や組合潰しを目的とする新津委員長の不当な雇い止め（不利益取扱い）に対して、東京都労働委員会に「不当労働行為救済」を申し立てました。

NRE会社長野列車営業支店（長野新幹線の車内販売業務）において、賃金の支払いを伴わない準備・移動時間あるいは実態の伴わない休憩など、いわゆる不払い残業が常態化している「ブラック企業」とも言える職場を改革すべく、同支店所属の臨時社員及び一部正社員有志18名（当初、現在14名）が昨年5月22日にNREユニオンを結成し、JR連合に加盟しました。

NREユニオンは、NRE会社に対して、労働協約の締結、不払い残業の支払いを求め団体交渉を申し入れましたが、組合員に対する脱退懲罰等が行われる一方、団体交渉を不当に拒絶、あるいは期日を引き延ばす等、不当労働行為が繰り返されてきました。7月4日に初めて団体交渉を行ったものの、NRE会社は組合員名簿を提出しなければ具体的な回答はしないとの姿勢に終始するとともに、交渉確認事項を履行しないなどのいわゆる「不誠実交渉」を繰り返してきました。また、NREユニオンが支払いを求めた不払い賃金については、その内容を何ら組合、本人に伝えることなく、不当労働行為を糊塗するかの如く一方的にその一部の支払いを行い、今日に至っているほか、会社は未だ労働協約締結に応じていません。

昨年12月1日、新津委員長は、出勤途上の会社施設内で転倒、左肩腱板の断裂の怪我を負い、その結果、約3か月にわたる入通院を余儀なくされました（通勤災害認定）。新津委員長は休職のうえ治療に専念し、順調に回復してきましたが、NRE会社は、新津委員長に対して、「従前の業務に就労可能」とする主治医の診断書があったにもかかわらず、3月31日、「雇用契約に特定される従事すべき業務に復帰することは難しいと判断した」ことを事由に、臨時社員である新津委員長に雇止めを通知し、4月1日、新津委員長は失職しました。当雇い止めは、いわゆる客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であるとは到底認められず、改正労働契約法の本旨を踏みにじる重大な不法行為であると同時に、JR東日本グループ内唯一のJR連合系組合の弱体化を狙った不当労働行為です。

さらには、NRE会社長野列車営業支店以外の臨時社員の方々からも不法行為に関する複数の内部告発があり、JR連合及びNREユニオンとして「救済窓口」を設置し、不法行為の実態を把握し、対応することとしました。

JR連合は、NREユニオンとともに、新津委員長の復職とNRE会社の不当労働行為撲滅をめざす裁判闘争等に勝利するとともに、そしてNRE会社がコンプライアンスを遵守する明るい職場を創る闘いを展開します。